

**我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）  
に対する意見募集（パブリックコメント）結果の公表**

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

**■ パブリックコメントの結果**

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和元年12月22日から令和2年1月20日
- 2 提出人数 1名
- 3 意見総数 1件
- 4 公表場所

文化・スポーツ課、我孫子市民体育館、行政情報資料室（市役所本庁舎1階）、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

**5 意見公募した内容**

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）（別紙参照）

**6 意見と意見に対する市の考え方**

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1	意見	使用料の額を精査すべきである。	費用（コスト）の明確化については、「受益者負担のあり方に関する基本方針」に基づいた原価計算方式による費用（コスト）は、施設の整備に係る費用と施設の管理・運営に関する費用から算出し、パブリックコメント資料の「改正案の概要」にて原価としてお知らせしたところです。今後は原価に算入した内容を説明した算出根拠を示すなど、わかりやすい資料の作
	理由	「受益者負担のあり方に関する基本指針」の2）（1）にある原価計算方式に基づく費用（コスト）の明確化、また、（5）にある経費削減の取り組みがなされていないため。	

			成方法を検討していきます。また、経費削減については、指定管理者制度を導入し、人件費や維持管理費の削減を行いました。なお、指定管理者が管理運営を行ったことにより利用者数が大幅に増加いたしました。庭球場及びトレーニング室についても、照明設備をLED化することにより電気料金を削減しました。今後も経費削減に努めます。
--	--	--	---

## 7 内容の修正について

寄せられたご意見に基づき我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について、検討した結果、修正は必要ないと判断しました。

## 8 担当 我孫子市教育委員会 文化・スポーツ課 スポーツ振興担当

TEL : 04-7185-1111 (内線 7 0 8 5 1)